

第6章 従業上の地位

1 就業者の従業上の地位

臨時雇が16.8%と大幅に増加。雇用者の占める割合が戦後初めて90%を超える。

平成17年の15歳以上就業者(173万6859人)を従業上の地位別にみると、雇用者は157万667人、自営業主は12万8373人、家族従業者は3万7449人で、就業者に占める割合はそれぞれ90.4%、7.4%、2.2%となっています。また、平成12年から新たに集計事項となった雇用者のうちの臨時雇は22万7376人で、雇用者全体の13.1%を占めています。

平成12年と比べると、雇用者は4万6577人(3.1%)の増加、自営業主は4,889人(3.7%)、家族従業者は4,814人(11.4%)それぞれ減少しています。また、臨時雇は3万2779人(16.8%)増加で雇用者の増加の70.4%を占めています。

従業上の地位別割合の推移をみると、雇用者は昭和25年に72.4%でしたが、50年と55年を除き拡大が続いており、平成17年は90.4%と戦後初めて90%を超えました。これに対し、自営業主は昭和25年に15.5%であったのが平成17年は7.4%とその割合は半減しており、家族従業者も11.9%から2.2%へと大幅に縮小しています。(表6-1、図6-1)

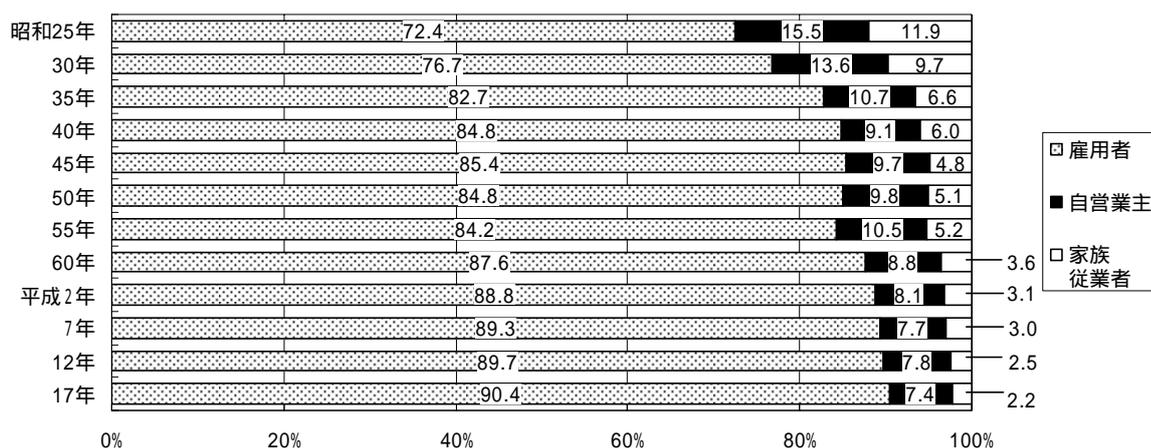
表6-1 従業上の地位別15歳以上就業者数の推移(昭和25年~平成17年)

年次	就業者数				対前回増減率(%)			
	総数 1)	雇用者 2)	自営業主 3)	家族従業者	総数 1)	雇用者 2)	自営業主 3)	家族従業者
昭和25年 4)	357,112	258,608	55,502	42,598
30年	447,878	343,711	60,839	43,324	25.4	32.9	9.6	1.7
35年	604,504	500,039	64,708	39,677	35.0	45.5	6.4	8.4
40年	846,648	717,636	76,994	50,961	40.1	43.5	19.0	28.4
45年	1,058,905	904,826	102,761	51,316	25.1	26.1	33.5	0.7
50年	1,184,241	1,004,420	116,349	60,534	11.8	11.0	13.2	18.0
55年	1,258,353	1,060,133	132,451	65,565	6.3	5.5	13.8	8.3
60年	1,425,917	1,248,547	125,795	51,493	13.3	17.8	5.0	21.5
平成2年	1,618,075	1,436,668	130,744	50,567	13.5	15.1	3.9	1.8
7年	1,700,629	1,518,967	130,945	50,507	5.1	5.7	0.2	0.1
12年 5)	1,699,750	1,524,090 (194,597)	133,262	42,263	0.1	0.3	1.8	16.3
17年 5)	1,736,859	1,570,667 (227,376)	128,373	37,449	2.2	3.1 (16.8)	3.7	11.4

1) 従業上の地位「不詳」を含む。 2) 「役員」を含む。 3) 「家庭内職者」を含む。

4) 14歳以上就業者数 5) ()内は雇用者のうち「臨時雇」

図6-1 就業者の従業上の地位別割合の推移(昭和25年~平成17年)



女性雇用者は60万9215人、雇用者全体の38.8%。臨時雇の64.6%が女性雇用者

従業上の地位を男女別にみると、男性雇用者は96万1452人、女性雇用者は60万9215人で、雇用者全体に占める割合はそれぞれ61.2%、38.8%となっています。また、女性の雇用者のうち臨時雇は14万6847人で、女性雇用者の24.1%を占めており、臨時雇のうち女性の占める割合は64.6%となっています。

就業者総数に占める雇用者の割合を年齢階級別にみると、男女とも15～19歳の割合が最も高く、年齢が高まるにつれ緩やかに低下し、定年退職後の65歳以上では低下の幅は大きくなります。

次に、雇用者に占める臨時雇の割合を年齢階級別にみると、男性は若年期と老年期において高く、労働力率の台形にあたる年齢階級では2～8%台の低い割合で推移しています。一方、女性は15～19歳が51.2%となっていますが、M字の労働力率の前半のピークである25～29歳では16.1%まで低下します。それ以降、M字の谷から後半の山にかけて20%台となり、60～64歳では31.3%に上昇しています。

(表6-2)

表6-2 年齢(5歳階級)男女別雇用者数(平成17年)

年 齢	総 数			男			女		
	就業者 総 数 1)	雇用者数 2)	うち臨時雇 3)	就業者 総 数 1)	雇用者数 2)	うち臨時雇 3)	就業者 総 数 1)	雇用者数 2)	うち臨時雇 3)
実 数									
総 数	1,736,859	1,570,667	227,376	1,065,183	961,452	80,529	671,676	609,215	146,847
15～19歳	27,991	27,576	13,582	14,200	13,924	6,586	13,791	13,652	6,996
20～24	125,632	123,670	30,667	63,926	62,650	16,119	61,706	61,020	14,548
25～29	187,910	182,928	21,275	106,431	103,170	8,445	81,479	79,758	12,830
30～34	221,773	210,567	20,299	139,609	132,463	5,930	82,164	78,104	14,369
35～39	213,689	198,386	18,644	140,320	130,537	4,104	73,369	67,849	14,540
40～44	195,952	180,241	19,479	123,598	114,020	2,783	72,354	66,221	16,696
45～49	167,361	151,979	18,880	100,934	91,520	2,304	66,427	60,459	16,576
50～54	170,884	152,849	19,289	103,787	92,612	2,987	67,097	60,237	16,302
55～59	192,773	168,173	20,560	120,288	105,249	4,283	72,485	62,924	16,277
60～64	120,868	98,894	23,814	77,731	64,023	12,898	43,137	34,871	10,916
65歳以上	112,026	75,404	20,887	74,359	51,284	14,090	37,667	24,120	6,797
割 合(%)									
総 数	100.0	90.4	(14.5)	100.0	90.3	(8.4)	100.0	90.7	(24.1)
15～19歳	100.0	98.5	(49.3)	100.0	98.1	(47.3)	100.0	99.0	(51.2)
20～24	100.0	98.4	(24.8)	100.0	98.0	(25.7)	100.0	98.9	(23.8)
25～29	100.0	97.3	(11.6)	100.0	96.9	(8.2)	100.0	97.9	(16.1)
30～34	100.0	94.9	(9.6)	100.0	94.9	(4.5)	100.0	95.1	(18.4)
35～39	100.0	92.8	(9.4)	100.0	93.0	(3.1)	100.0	92.5	(21.4)
40～44	100.0	92.0	(10.8)	100.0	92.3	(2.4)	100.0	91.5	(25.2)
45～49	100.0	90.8	(12.4)	100.0	90.7	(2.5)	100.0	91.0	(27.4)
50～54	100.0	89.4	(12.6)	100.0	89.2	(3.2)	100.0	89.8	(27.1)
55～59	100.0	87.2	(12.2)	100.0	87.5	(4.1)	100.0	86.8	(25.9)
60～64	100.0	81.8	(24.1)	100.0	82.4	(20.1)	100.0	80.8	(31.3)
65歳以上	100.0	67.3	(27.7)	100.0	69.0	(27.5)	100.0	64.0	(28.2)

1)従業上の地位「不詳」を含む。

2)「役員」を含む。

3) ()内は雇用者数に占める臨時雇の割合

2 行政区別就業者の従業上の地位及び全国比較

中心区で高い自営業主の割合

行政区別に就業者の従業上の地位別割合をみると、雇用者は磯子区が91.8%で最も高く、郊外などの12区で90%を超えています。自営業主は、中区が10.0%と唯一10%を超えており、概ね個人経営の事業所が多い中心区でその割合が高くなっています。家族従業者は、概ね自営業主の高い区と同様の傾向を示しています。(表6-3)

全国より雇用者の割合は高く、臨時雇の割合は低い

従業上の地位別割合を全国と比べると、雇用者の割合は6.4ポイント高く、自営業主及び家族従業者の割合はそれぞれ3.6ポイント、2.8ポイント低くなっています。雇用者全体に占める臨時雇の割合は、全国とより0.5ポイント低くなっています。(表6-4)

表6-3 行政区別就業者の従業上の地位別割合及び増減率(平成12年・17年)

行政区	従業上の地位別割合						平成12年～17年の増減率			
	平成12年			17年			総数 1)	雇用者 2)	自営業主 3)	家族 従業者
	雇用者 2)	自営業主 3)	家族 従業者	雇用者 2)	自営業主 3)	家族 従業者				
横浜市	89.7	7.8	2.5	90.4	7.4	2.2	2.2	93.1	33.0	11.4
鶴見区	89.1(13)	8.0(8)	2.9(6)	90.3(11)	7.3(8)	2.3(7)	1.5(11)	93.0(5)	37.3(15)	16.6(14)
神奈川区	88.3(15)	8.8(4)	2.9(5)	89.6(15)	7.9(5)	2.5(5)	3.8(6)	93.4(8)	37.0(14)	10.5(8)
西区	86.9(17)	9.7(2)	3.4(2)	89.5(16)	7.9(3)	2.5(4)	7.8(2)	91.7(4)	40.0(16)	19.6(16)
中区	85.1(18)	11.3(1)	3.6(1)	87.1(18)	10.0(1)	2.9(1)	6.5(4)	88.1(1)	40.3(18)	13.7(10)
南区	87.2(16)	9.6(3)	3.2(3)	88.6(17)	8.7(2)	2.7(2)	3.0(17)	93.4(9)	40.2(17)	18.7(15)
港南区	90.7(6)	7.2(13)	2.1(14)	91.1(6)	7.0(11)	1.9(14)	1.7(15)	94.3(18)	36.3(13)	11.0(9)
保土ヶ谷区	89.3(11)	8.1(6)	2.6(9)	90.1(12)	7.6(7)	2.2(8)	0.0(14)	93.7(10)	33.9(11)	14.9(11)
旭区	91.5(2)	6.6(17)	1.9(18)	90.9(10)	7.2(10)	2.0(13)	3.8(18)	94.2(12)	26.3(1)	1.3(3)
磯子区	90.6(7)	7.3(12)	2.1(13)	91.8(1)	6.5(18)	1.6(18)	2.4(16)	93.0(6)	34.7(12)	25.1(18)
金沢区	91.6(1)	6.4(18)	2.0(16)	91.3(3)	6.6(16)	2.0(11)	2.0(10)	94.2(15)	29.8(5)	2.5(1)
港北区	89.3(10)	8.2(5)	2.5(10)	89.7(13)	7.9(4)	2.4(6)	3.6(7)	93.2(7)	30.4(8)	3.8(4)
緑区	90.6(8)	7.1(14)	2.3(11)	91.3(4)	6.7(15)	2.0(12)	5.9(5)	94.2(14)	26.9(2)	8.9(6)
青葉区	90.7(5)	7.4(11)	1.9(17)	90.9(9)	7.2(9)	1.8(16)	6.8(3)	91.2(3)	27.0(3)	1.2(2)
都筑区	89.2(12)	8.1(7)	2.8(7)	90.9(8)	6.9(13)	2.1(9)	11.3(1)	88.7(2)	29.8(6)	15.7(13)
戸塚区	90.8(4)	7.0(15)	2.2(12)	91.6(2)	6.6(17)	1.8(17)	2.0(9)	94.2(16)	29.8(7)	15.0(12)
栄区	91.0(3)	7.0(16)	2.0(15)	91.2(5)	7.0(12)	1.8(15)	1.1(13)	94.3(17)	29.0(4)	8.6(5)
泉区	89.1(14)	8.0(9)	2.9(4)	89.7(14)	7.7(6)	2.6(3)	2.6(8)	94.2(13)	32.9(10)	9.5(7)
瀬谷区	89.6(9)	7.7(10)	2.7(8)	91.0(7)	6.8(14)	2.1(10)	1.3(12)	93.8(11)	31.8(9)	21.5(17)

1) 従業上の地位「不詳」を含む。

2) 「役員」を含む。

3) 「家庭内職者」を含む。

表6-4 男女別就業者の従業上の地位別割合の比較(平成17年)

地域	総数				男			女		
	雇用者 1)	臨時雇 3)	自営業主 2)	家族 従業者	雇用者 1)	自営業主 2)	家族 従業者	雇用者 1)	自営業主 2)	家族 従業者
横浜市	90.4	(15.5)	7.4	2.2	90.3	9.0	0.7	90.7	4.8	4.5
神奈川県	89.8	(15.7)	7.7	2.5	89.6	9.6	0.8	90.0	4.8	5.1
全国	84.0	(16.0)	11.0	5.0	83.7	14.6	1.7	84.5	5.9	9.6

1) 「役員」を含む。 2) 「家庭内職者」を含む。

3) () 内は雇用者数に占める臨時雇の割合